
2030. 船積確認事項登録

業務コード	内 容
ACL01	船積確認事項登録（コンテナ船用）
ACL02	船積確認事項登録（在来船用）

1. 業務概要

(1) 船積確認事項登録（コンテナ船用）の場合（ACLO1業務）

コンテナ船への輸出貨物の船積みに際し、関税法第16条第2項に基づき税関職員に呈示しなければならない積卸についての書類に関する情報（D/R等の作成に必要な情報（以下、「船積情報」という。））を「船積確認登録（CCL）」業務に先立って、ブッキング番号単位に登録及び通知を行う。

ハウス用ブッキング番号が入力された場合は、入力されたブッキング番号に係るマスター単位の船積情報（以下、「マスター船積情報」という。）とハウス用ブッキング番号に係るハウス単位の船積情報（以下、「ハウス船積情報」という。）の関連付けも併せて行う。

1ブッキング番号に船積情報が複数となる場合は、ブッキング番号に枝番を付与して入力する。

なお、本業務では船積情報の新規登録に先立ち、船積情報の仮登録*1を行うことができる。また、既に本業務により作成した情報に対し訂正や取消しも行うことができる。

(2) 船積確認事項登録（在来船用）の場合（ACLO2業務）

在来船への船積情報をCCL業務に先立って、ブッキング番号単位に登録及び通知を行う。

1ブッキング番号に船積情報が複数となる場合は、ブッキング番号に枝番を付与して入力する。

なお、本業務では船積情報の新規登録に先立ち、船積情報の仮登録を行うことができる。また、既に本業務により作成した情報に対し訂正や取消しも行うことができる。

（*1）仮登録では、船積情報の登録のみを行い、ブッキング船会社等への通知は行わない。

2. 入力者

保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC

3. 制限事項

(1) ACLO1業務の場合

1ブッキング番号（枝番入力がある場合は枝番も含める。以下同様。）に対して、以下のチェックを行う。

- ①1業務で入力可能な輸出管理番号は最大50件とする。
- ②1業務で入力可能なハウス用ブッキング番号は最大50件とする。
- ③1業務で入力可能なコンテナ番号は最大100件とする。
- ④1業務で入力可能な品名は最大10件とする。
- ⑤1業務で入力可能な記号番号は最大90件とする。
- ⑥訂正は最大9回可能とする。

(2) ACLO2業務の場合

1ブッキング番号に対して、以下のチェックを行う。

- ①1業務で入力可能な輸出管理番号は最大50件とする。
- ②1業務で入力可能な品名は最大10件とする。
- ③1業務で入力可能な記号番号は最大90件とする。
- ④1業務で入力可能な車台番号等は最大150件とする。
- ⑤訂正は最大9回可能とする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②仮登録後の新規登録、訂正または取消しの場合、船積確認情報DBに登録されている利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」および「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」および「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 船積確認情報DBチェック

(A) 仮登録の場合

(a) 新規登録の場合

- ①入力された船会社コード+積載予定船舶コード+積出港コード+航海番号+ブッキング番号+ブッキング番号枝番（入力がある場合）に対する船積確認情報DBが存在しないこと。
- ②ACLO1業務でハウス用ブッキング番号が入力された場合は、入力されたハウス用船会社コード+NVOC・混載コード+積載予定船舶コード+積出港コード+航海番号+ハウス用ブッキング番号+ハウス用ブッキング番号枝番（入力がある場合）に対する船積確認情報DBが存在すること。また、当該ハウス船積情報が既に他のマスター船積情報と関連付けられていないこと。

(b) 訂正の場合

- ①入力された船会社コード+積載予定船舶コード+積出港コード+航海番号+ブッキング番号+ブッキング番号枝番（入力がある場合）に対する船積確認情報DBが存在すること。
- ②ACLO1業務でハウス用ブッキング番号が入力された場合は、入力されたハウス用船会社コード+NVOC・混載コード+積載予定船舶コード+積出港コード+航海番号+ハウス用ブッキング番号+ハウス用ブッキング番号枝番（入力がある場合）に対する船積確認情報DBが存在すること。また、当該ハウス船積情報が既に他のマスター船積情報と関連付けられていないこと。

(B) 新規登録の場合

- ①入力された船会社コード+積載予定船舶コード+積出港コード+航海番号+ブッキング番号+ブッキング番号枝番（入力がある場合）に対する船積確認情報DBが存在しないこと。（事前に仮登録されていた場合を除く。）
- ②ACLO1業務でハウス用ブッキング番号が入力された場合は、入力されたハウス用船会社コード+NVOC・混載コード+積載予定船舶コード+積出港コード+航海番号+ハウス用ブッキング番号+ハウス用ブッキング番号枝番（入力がある場合）に対する船積確認情報DBが存在すること。また、当該ハウス船積情報が既に他のマスター船積情報と関連付けられていないこと。（事前に仮登録されていた場合を除く。）

(C) 訂正の場合

- ①入力された船会社コード+積載予定船舶コード+積出港コード+航海番号+ブッキング番号+ブッキング番号枝番（入力がある場合）に対する船積確認情報DBが存在すること。但し、当該船積み情報が仮登録ではないこと。
- ②当該船積情報がマスター船積情報と関連付けられていないこと。
- ③ACLO1業務でハウス用ブッキング番号が入力された場合は、入力されたハウス用船会社コード+NVOC・混載コード+積載予定船舶コード+積出港コード+航海番号+ハウス用ブッキング番号+ハウス用ブッキング番号枝番（入力がある場合）に対する船積確認情報DBが存在すること。また、当該ハウス船積情報が既に他のマスター船積情報と関連付けられていないこと。

(D) 取消しの場合

- ①入力された船会社コード+積載予定船舶コード+積出港コード+航海番号+ブッキング番号+ブッキング番号枝番（入力がある場合）に対する船積確認情報DBが存在すること。
- ②当該船積情報がマスター船積情報と関連付けられていないこと。

(4) 貨物情報DBチェック

仮登録、新規登録または訂正の場合で、輸出管理番号に係る取消表示識別が「3」でない輸出管理番

号に対して、以下のチェックを行う。なお、輸出管理番号欄の1欄目の先頭に「X」が入力された場合は、以下のチェックを行わないものとする。

- ①入力された輸出管理番号に対する貨物情報DBが存在すること。
- ②削除表示が設定されていないこと。
- ③輸出貨物または積戻し貨物であること。
- ④入力者が保税蔵置場の場合は、入力された全ての輸出管理番号に対する貨物情報DBに入力者が管理する保税地域に蔵置した履歴が存在すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前期の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 船積確認情報DB処理

(A) 仮登録の場合

(a) 新規登録の場合

- ①入力された船会社コード+積載予定船舶コード+積出港コード+航海番号+ブッキング番号+ブッキング番号枝番(入力がある場合)に対する船積確認情報DBを作成する。
- ②入力された内容を登録する。
- ③ACLO1業務でハウス用ブッキング番号が入力された場合は、入力されたハウス用船会社コード+NVOC・混載コード+積載予定船舶コード+積出港コード+航海番号+ハウス用ブッキング番号+ハウス用ブッキング番号枝番(入力がある場合)に対する船積確認情報DBに、マスター船積情報と関連付けた旨を登録する。

(b) 訂正の場合

- ①入力された船会社コード+積載予定船舶コード+積出港コード+航海番号+ブッキング番号+ブッキング番号枝番(入力がある場合)に対する船積確認情報DBを本業務の入力内容により更新する。
- ②ACLO1業務でハウス用ブッキング番号が入力された場合は、入力されたハウス用船会社コード+NVOC・混載コード+積載予定船舶コード+積出港コード+航海番号+ハウス用ブッキング番号+ハウス用ブッキング番号枝番(入力がある場合)に対する船積確認情報DBに、マスター船積情報と関連付けた旨を登録する。

(B) 新規登録の場合

- ①入力された船会社コード+積載予定船舶コード+積出港コード+航海番号+ブッキング番号+ブッキング番号枝番(入力がある場合)に対する船積確認情報DBを作成する。(事前に仮登録されていた場合を除く。)
- ②入力された内容を登録する。
- ③ACLO1業務でハウス用ブッキング番号が入力された場合は、入力されたハウス用船会社コード+NVOC・混載コード+積載予定船舶コード+積出港コード+航海番号+ハウス用ブッキング番号+ハウス用ブッキング番号枝番(入力がある場合)に対する船積確認情報DBに、マスター船積情報と関連付けた旨を登録する。(事前に仮登録されていた場合を除く。)

(C) 訂正の場合

- ①入力された船会社コード+積載予定船舶コード+積出港コード+航海番号+ブッキング番号+ブッキング番号枝番(入力がある場合)に対する船積確認情報DBを本業務の入力内容により更新する。
- ②ACLO1業務でハウス用ブッキング番号が入力された場合は、入力されたハウス用船会社コード

NVOCC・混載コード + 積載予定船舶コード + 積出港コード + 航海番号 + ハウス用ブッキング番号 + ハウス用ブッキング番号枝番（入力がある場合）に対する船積確認情報DBに、マスター船積情報と関連付けた旨を登録する。

(D) 取消しの場合

- ①入力された船会社コード + 積載予定船舶コード + 積出港コード + 航海番号 + ブッキング番号 + ブッキング番号枝番（入力がある場合）に対する船積確認情報DBを取り消した旨を登録する。
- ②ACLO1業務の場合は、当該船積情報と関連付けられているハウス船積情報に対して、マスター船積情報と関連付けた旨を取り消す。

(3) 船積情報状況DB処理

新規登録または取消しの場合、以下の処理を行う。

- ①新規登録の場合で、入力された船会社コード + 積載予定船舶コード + 積出港コード + 航海番号に対する船積情報状況DBが存在しない場合は、船積情報状況DBを作成する。
- ②新規登録の場合は、登録件数を加算する。
- ③取消しの場合は、取消件数を加算する。

(4) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(5) 注意喚起メッセージ出力処理

ACLO1業務の場合で、マスター船積情報に対して関連付けられたハウス船積情報が存在する場合は、内部処理を実行している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、後述7.(2)を参照。

6. 出力情報

(1) ACLO1業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
船積確認事項情報（コンテナ船本情報） （マスター船積情報単位）	新規登録の場合	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 新規登録である (2) 船会社欄に「9999」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 新規登録である (2) 通知先コード欄に入力がある	入力された通知先
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 新規登録である (2) CY・CFS欄に入力がある (3) 通知先コード欄に入力された利用者とCY・CFS欄に入力された保税地域コードにかかる利用者が異なる	入力されたCY・CFS
船積確認事項情報（コンテナ船本情報） （マスター船積情報単位） （仮登録）	仮登録の場合	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 仮登録である (2) 船会社欄に「9999」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC

情報名	出力条件	出力先
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 仮登録である (2) 通知先コード欄に入力がある	入力された通知先
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 仮登録である (2) CY・CFS欄に入力がある (3) 通知先コード欄に入力された利用者とCY・CFS欄に入力された保税地域コードにかかる利用者が異なる	入力されたCY・CFS
船積確認事項情報（記号番号情報） （マスター船積情報単位）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 新規登録である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 新規登録である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある (3) 船会社欄に「9999」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 新規登録である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある (3) 通知先コード欄に入力がある	入力された通知先
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 新規登録である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある (3) CY・CFS欄に入力がある (4) 通知先コード欄に入力された利用者とCY・CFS欄に入力された保税地域コードにかかる利用者が異なる	入力されたCY・CFS
船積確認事項情報（記号番号情報） （マスター船積情報単位）（仮登録）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 仮登録である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 仮登録である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある (3) 船会社欄に「9999」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 仮登録である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある (3) 通知先コード欄に入力がある	入力された通知先
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 仮登録である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある (3) CY・CFS欄に入力がある (4) 通知先コード欄に入力された利用者とCY・CFS欄に入力された保税地域コードにかかる利用者が異なる	入力されたCY・CFS

情報名	出力条件	出力先
船積確認事項情報（コンテナ船本情報） （ハウス船積情報単位）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）新規登録でハウス用ブッキング番号欄に入力があるか、または訂正でハウス用ブッキング番号が追加されている （２）ハウス情報送信識別欄に「１」（ハウス情報送信識別有）が入力されている （３）船会社欄に「９９９９」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC
船積確認事項情報（記号番号情報） （ハウス船積情報単位）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）新規登録でハウス用ブッキング番号欄に入力があるか、または訂正でハウス用ブッキング番号が追加されている （２）ハウス情報送信識別欄に「１」（ハウス情報送信識別有）が入力されている （３）入力されたハウス用ブッキング番号に係る船積確認情報DBに記号番号が２欄以上登録されている （４）船会社欄に「９９９９」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC
船積確認事項変更情報 （コンテナ船本情報） （マスター船積情報単位）	訂正の場合	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）訂正である （２）船会社欄に「９９９９」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC* ²
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）訂正である （２）通知先コード欄に入力がある	入力された通知先
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）訂正である （２）CY・CFS欄に入力がある （３）通知先コード欄に入力された利用者とCY・CFS欄に入力された保税地域コードにかかる利用者が異なる	入力されたCY・CFS
船積確認事項変更情報 （記号番号情報） （マスター船積情報単位）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）訂正である （２）記号番号欄に２欄以上入力がある	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）訂正である （２）記号番号欄に２欄以上入力があるか、または船積確認情報DBに記号番号が２欄以上登録されている （３）船会社欄に「９９９９」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC* ²
	（１）訂正である （２）記号番号欄に２欄以上入力がある （３）通知先コード欄に入力がある	入力された通知先

情報名	出力条件	出力先
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 訂正である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある (3) CY・CFS欄に入力がある (4) 通知先コード欄に入力された利用者とCY・CFS欄に入力された保税地域コードにかかる利用者が異なる 	入力されたCY・CFS
船積確認事項取消情報 (マスター船積情報単位)	取消しの場合	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 取消しである (2) 船会社欄に「9999」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 取消しである (2) 通知先コード欄に入力がある	入力された通知先
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 取消しである (2) CY・CFS欄が登録されている (3) 通知先コード欄に入力された利用者とCY・CFS欄に登録されている保税地域コードにかかる利用者が異なる。	登録されているCY・CFS

(2) ACL02業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
船積確認事項情報 (在来船本情報)	新規登録の場合	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 新規登録である (2) 船会社欄に「9999」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 新規登録である (2) 通知先コード欄に入力がある	入力された通知先
船積確認事項情報 (在来船本情報) (仮登録)	仮登録の場合	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 仮登録である (2) 船会社欄に「9999」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 仮登録である (2) 通知先コード欄に入力がある	入力された通知先
船積確認事項情報 (記号番号情報)	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 新規登録である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある	入力者

情報名	出力条件	出力先
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 新規登録である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある (3) 船会社欄に「9999」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 新規登録である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある (3) 通知先コード欄に入力がある	入力された通知先
船積確認事項情報(記号番号情報)(仮登録)	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 仮登録である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 仮登録である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある (3) 船会社欄に「9999」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 仮登録である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある (3) 通知先コード欄に入力がある	入力された通知先
船積確認事項情報(車台番号等情報)	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 新規登録である (2) 車台番号欄に1欄以上入力がある	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 新規登録である (2) 車台番号欄に1欄以上入力がある (3) 船会社欄に「9999」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 新規登録である (2) 車台番号欄に1欄以上入力がある (3) 通知先コード欄に入力がある	入力された通知先
船積確認事項情報(車台番号等情報)(仮登録)	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 仮登録である (2) 車台番号欄に1欄以上入力がある	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 仮登録である (2) 車台番号欄に1欄以上入力がある (3) 船会社欄に「9999」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 仮登録である (2) 車台番号欄に1欄以上入力がある (3) 通知先コード欄に入力がある	入力された通知先
船積確認事項変更情報(在来船本情報)	訂正の場合	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 訂正である (2) 船会社欄に「9999」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC*2

情報名	出力条件	出力先
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 訂正である (2) 通知先コード欄に入力がある	入力された通知先
船積確認事項変更情報 (記号番号情報)	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 訂正である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 訂正である (2) 記号番号欄に2欄以上入力があるか、または船積確認情報DBに記号番号が2欄以上登録されている (3) 船会社欄に「9999」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC* ²
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 訂正である (2) 記号番号欄に2欄以上入力がある (3) 通知先コード欄に入力がある	入力された通知先
船積確認事項変更情報 (車台番号等情報)	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 訂正である (2) 車台番号欄に1欄以上入力がある	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 訂正である (2) 車台番号欄に1欄以上入力があるか、または船積確認情報DBに車台番号が1欄以上登録されている (3) 船会社欄に「9999」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC* ²
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 訂正である (2) 車台番号欄に1欄以上入力がある (3) 通知先コード欄に入力がある	入力された通知先
船積確認事項取消情報	取消しの場合	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 取消しである (2) 船会社欄に「9999」以外が入力されている	船会社欄に入力されたブッキング船会社またはNVOCC
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 取消しである (2) 通知先コード欄に入力がある	入力された通知先

(* 2) 当該出力情報をブッキング船会社またはNVOCC宛（出力先がEDIFACT利用者である場合を除く）に送信する際は訂正箇所のみ出力項目として出力し、訂正箇所以外の項目はスペースを出力する。また、訂正により取り消された項目について、an属性の項目の場合は「X」を出力項目桁数分出力し、n属性の項目の場合は「9」を出力項目桁数分出力する。

7. 特記事項

(1) 貨物情報DB等からの抽出項目について

(A) ACL01業務の場合

船積確認事項を構成する情報項目のうち、後述の①～⑮の項目の中で、貨物情報DBに登録がある場合は、当該項目を貨物情報DBより抽出し、船積確認情報DBへ移送する。

ただし、①～⑮の項目については本業務で入力があった場合は、入力内容を優先し、船積確認情報DBに登録する。なお、輸出管理番号欄の先頭1欄目に「X」が入力された場合は、貨物情報DB等からの抽出は行わない。

- | | | |
|-------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------|
| ①荷送人コード、荷送人名 | } | (a) 繰返しの先頭の輸出管理番号に係る貨物情報DBより抽出する項目 |
| ②船卸港コード | | |
| ③品名、輸出統計品目・代表番号 | | |
| ④個数、荷姿コード | } | (b) 1輸出管理番号のみ入力された場合に貨物情報DBより抽出する項目 |
| ⑤貨物重量、重量単位コード(グロス) | | |
| ⑥貨物容積、容積単位コード(グロス) | | |
| ⑦合計個数、荷姿コード* ³ | } | (c) 全ての輸出管理番号に係る貨物情報DBより抽出し、システムで合計値を計算する項目(⑦～⑨の項目は入力項目の項番61～76が入力されなかった場合のみ抽出) |
| ⑧合計貨物重量* ⁴ 、重量単位コード(グロス) | | |
| ⑨合計貨物容積* ⁴ 、容積単位コード(グロス) | | |
| ⑩コンテナ本数 | | |
| ⑪コンテナ番号* ⁵ | } | (d) 入力された輸出管理番号にコンテナ詰めされている旨が登録されている場合に貨物情報DBより抽出する項目(⑫はコンテナ情報DBより抽出) |
| ⑫シール番号 | | |
| ⑬コンテナサイズコード、コンテナタイプコード | | |
| ⑭コンテナ自重、コンテナ自重単位コード | | |
| ⑮記号番号* ⁶ | } | (e) 入力された全ての輸出管理番号に係る貨物情報DBより抽出する項目 |

(B) ACL02業務の場合

船積確認事項を構成する情報項目のうち、後述の①～⑩の項目の中で、貨物情報DBに登録がある場合は、当該項目を貨物情報DBより抽出し、船積確認情報DBへ移送する。

ただし、①～⑩の項目については本業務で入力があった場合は、入力内容を優先し、船積確認情報DBに登録する。なお、輸出管理番号欄の先頭1欄目に「X」が入力された場合は、貨物情報DB等からの抽出は行わない。

- | | | |
|-------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------|
| ①荷送人コード、荷送人名 | } | (a) 繰返しの先頭の輸出管理番号に係る貨物情報DBより抽出する項目 |
| ②船卸港コード | | |
| ③品名、輸出統計品目・代表番号 | | |
| ④個数、荷姿コード | } | (b) 1輸出管理番号のみ入力された場合に貨物情報DBより抽出する項目 |
| ⑤貨物重量、重量単位コード(グロス) | | |
| ⑥貨物容積、容積単位コード(グロス) | | |
| ⑦合計個数、荷姿コード* ³ | } | (c) 全ての輸出管理番号に係る貨物情報DBより抽出し、システムで合計値を計算する項目(⑦～⑨の項目は入力項目の項番55～74が入力されなかった場合のみ抽出) |
| ⑧合計貨物重量* ⁴ 、重量単位コード(グロス) | | |
| ⑨合計貨物容積* ⁴ 、容積単位コード(グロス) | | |

⑩記号番号*⁶

} (d) 入力された全ての輸出管理番号に係る貨物
情報DBより抽出する

- (* 3) 貨物情報DBに登録されている全ての荷姿コードが同一でない場合は、荷姿コードを「PK」と出力。
- (* 4) 貨物情報DBに登録されている全ての数量単位コード（重量単位または容積単位）が同一の場合のみ、システムで合計値を計算する。
- (* 5) 抽出対象のコンテナ番号が100件を超えた場合は、先頭の100件のみ出力する。
- (* 6) 抽出対象の記号番号が90件を超えた場合は、先頭の90件のみ出力する。

(2) ACL01業務におけるハウス船積情報単位の船積確認事項情報（コンテナ船本情報・記号番号情報）の出力について

ACL01業務では、マスター船積情報に対して関連付けられたハウス船積情報が存在する場合は、当該ハウス船積情報単位の、「船積確認事項情報（コンテナ船本情報）」等の多量の出力処理を行うため、後述の処理の流れとなる。

- ①入力チェック処理及びDB処理をした後、処理結果通知及びマスター船積情報単位の船積確認事項情報（コンテナ船本情報）等の出力処理を行う。なお、内部処理を実行している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に併せて出力する。
- ②ハウス用ブッキング番号単位に処理を分割し、ハウス情報単位の「船積確認事項情報（コンテナ船本情報）」等の出力処理を行う。